

## 高齢期における単身女性の経済的困の要因分析と対策 —年金を中心とした社会保障の観点から—

### Factor Analysis of Financial Difficulties of Elderly Single Female Generation and Possible Measures for Solution : With a Focus on the Pension as the Social Security System

江原 緑 (Midori Ehara) 指導：植村 尚史

#### 研究背景と目的

厚生労働省「平成25年 国民生活基礎調査の概況」によると平成24年(2012)の「相対的貧困率」は16.1%となっている。なかでも大人が一人の子どもがいる現役世帯と単身高齢女性世帯の貧困率が高い。

子どもの貧困に関する研究と比較して、高齢期における単身女性の経済的困難に焦点を絞った研究は、多くは見当たらなかったため、本研究ではその要因を分析した。

老後の所得保障を担うのは老齢年金である。厚生労働省は、標準的な年金(モデル年金)の考え方として年金制度に対する給付設計を、40年間平均的な賃金で働いた夫および同じく40年間主婦だった妻からなる夫婦世帯をモデル世帯としている。

したがって高齢期に経済的困難に陥る要因として、公的年金が生活保障として十分に機能しない①独身で高齢期まで未婚の女性②配偶者と離別した女性③配偶者と死別し、遺族年金がもらえない(少ない)女性、加えて過去に母子世帯であった期間がある女性を想定した。

本研究では、この仮説を検証するとともに、対策についても検討した。

#### 本研究の方法、結果

第1章から第3章まで、公的統計データをもとに単身高齢女性の経済状況や年金受給月額、生活保護の開始理由などについて分析した。

単身高齢女性世帯の所得は、他の世帯に比べて少なく、年金が所得に占める割合は一番多かったが、平均年金額は一番少なかった。その理由は、雇用形態が女性の方が「正規雇用」よりも「非正規雇用」の割合が高く、同じ「正規雇用」であっても男性より給与が少なく平均勤続年数も短いためである。勤続年数が短い理由は、「結婚・出産・育児」、「家族の介護」などである。女性の「非正規雇用」の中で、パートタイム労働者の割合が最も多い。

女性の公的年金受給月額は、厚生年金より「基礎年金のみ」の受給割合が多く、3万円台が一番多い。厚生年金の受給月額は男性のおよそ半分の9万円台となっている(厚生労働省年金局「平成25年度 厚生年金保険・国民年金事業の概況」)。

生活保護の開始理由として、65歳以上の女性は「貯金

等の減少・喪失」、母子世帯は「働いていた者の離別等」が多い(厚生省大臣官房統計情報部編『平成8年 生活保護動態調査報告』)。

以上の公的統計データの分析や先行研究を踏まえて第4章では首都圏の4市区の役所の生活保護課に依頼し得られた、被保護者の65歳以上の単身高齢女性145名に関するアンケート調査を分析した。

その結果、次のようなことが判明した。

①最も長い職業別では、「非正規雇用」が長い人が半数近くを占め年金受給率は低い。②婚姻状況別の割合は、「死別」と「離別」が同じくらいの約35%、「未婚」は約25%で、年齢が高い人ほど「死別」、年齢が若い人ほど「未婚」率が高かった。③生活保護の開始理由は年齢に係わらず「貯金等の減少・喪失」・「傷病による」・「就労収入の減少・喪失」の3つが多くを占める。65歳以上から生活保護を受給している人は「貯金等の減少・喪失」が一番多く、64歳以下は「傷病による」が一番多い。④年金を受給している人は半数を超え、年金の種類別では「厚生年金」、年金受給月額は6万円未満が7割であった。⑤過去に母子世帯の期間があった人(可能性がある人も含める)は、「非正規雇用」が長い人が多く、ほとんどが「離別」の人である。⑥初めて生活保護を受けた年齢が「65歳以上」の人たちを年金受給の有無で分けると生活保護の受給年数に差があった。生活保護の受給年数が5年以下は、「年金受給なし」が3割にたいして「年金受給あり」は7割であった。

#### 結論

これらのアンケート調査結果から本研究の仮説の妥当性が確認された。

そして配偶者がいない女性は、年金受給が不十分であると同時に、就労収入も、貯蓄もなく(少なく)親類の援助もないという場合、高齢期に経済的困難に陥りやすいという結論に至った。

#### 今後の対策

高齢期に経済的困難に陥る女性の年金額を増やすためには、パートなどの短時間労働者に対する厚生年金適用の拡大、女性の雇用形態の改善など女性が働き続けられる環境作りが必要だ。